

第37号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年4月23日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「七月一日から九月三十日」を「六月一日から十月三十一日」に改める。

付 則

この規則は、令和八年五月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年文京区教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十五号</p> <p>第一条から第二十六条まで（略） （夏季休暇）</p> <p>第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十八条から第三十三条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和八年五月一日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十五号</p> <p>第一条から第二十六条まで（略） （夏季休暇）</p> <p>第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十八条から第三十三条まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>